

# ふれあいバスの路線変更と コミュニティバスの運行で 交通の利便性を向上



9月1日号でお知らせしましたように、10月1日から現行のふれあいバス路線が変わります。平成15年3月以来、8年ぶりの大幅な改正です。

市では、平成20年から3年間、市民を交えた交通体系審議会（11回）と地域公共交通会議（8回）を開催。新たな公共交通について議論し、今回の改正となりました。

市街地は3台のふれあいバスを運行。西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域は、コミュニティバス（10人乗りワゴン車）を運行して、利便性の向上や交通空白地域の解消を図ります。

時刻など詳しくは、広報紙に添付されている「ふれあいバス・コミュニティバス時刻表」を参照してください。

■問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050

## \*ふれあいバス、コミュニティバス路線図(市内全域)\*

